

一般社団法人日本医学教育学会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本医学教育学会と称し、英文では The Japan Society for Medical Education と表記する。

(目 的)

第2条 当法人は、医学教育に関する研究の充実発展並びにその成果の普及を目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関誌、医学教育に関する図書・文献資料等の刊行
- (3) 内外の関係団体との連絡及び提携
- (4) 優秀な業績の表彰
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載する。

(機 関)

第6条 当法人の機関として、社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員の種別)

第7条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した医療者教育に携わる者及び関係者
- (2) 機関会員 当法人の目的に賛同して入会した大学、学部、学会、病院その他の団体
- (3) 名誉会員 医学教育に顕著な功績のあった者の中から、理事長が推薦し、理事会の議決を経た者
- (4) 特別会員 当法人に功績のあった者の中から、理事長が推薦し、理事会の議決を経た者

(5) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した団体又は個人

(6) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した学部学生及び大学院生等
(会員の権利)

第8条 会員は、当法人の事業に参加し、機関誌その他の配布を受けることができる。

2 個人会員及び機関会員は代議員選挙において選挙権を有する。

(機関会員の代表)

第9条 機関会員は代表者1名を定めることを要する。この場合、同一人が個人会員と機関会員代表者とを兼ねることができる。

(入 会)

第10条 当法人に入会を希望する者は、所定の入会手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

(会費の支払義務)

第11条 会員は、別に規則で定める会費を支払わなければならない。ただし、名誉会員及び特別会員は、会費の支払いを要しない。

(退 会)

第12条 会員は、その旨を理事長に申し出ることにより退会することができる。

2 2年以上会費を滞納した者は退会したものとみなし、会員の資格を失う。

第3章 代議員

(代議員)

第13条 当法人は、120名以上200名以内の代議員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)に規定する社員とする。

(代議員の選出)

第14条 代議員の選出は4年ごとに行うものとし、個人会員及び機関会員による選挙によって、別に定める規則の要件を満たす個人会員の中から選出する。ただし、30名以内の代議員は、別に定める規則に従い、選挙によらずに選出することができる。

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は、当選(又は選任)が決定した日から4年後の当選(又は選任)が決定する日の前日までとする。

(補欠代議員)

第16条 代議員に欠員が生じた場合には、選挙区における次点者を、代議員として補充することができる。この場合、補充した代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第4章 社員総会

(構 成)

第17条 社員総会は、代議員をもって構成する。

(権 限)

第 18 条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業報告並びに計算書類の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第 19 条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、代議員に対して招集通知を発するものとする。

(議 長)

第 20 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第 21 条 代議員は、各 1 個の議決権を有するものとする。

(議決の方法)

第 22 条 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 23 条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、当該代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 24 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(会員総会)

第 25 条 社員総会の議事を会員に報告するため、社員総会終了後に、会員総会を開催する。

第 5 章 役員等

(役 員)

第 26 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事の中から、1 名を理事長、2 名を副理事長とし、理事長を法人法に定める代表理事とする。

(役員を選任)

第 27 条 理事及び監事は、別に定める細則に従い、社員総会の議決によって選任する。

2 理事長は、理事会の議決によって、理事の中から選任する。

3 副理事長は、理事の中から、理事長の指名によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故若しくは支障があるときはその任務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(名誉会長、顧問)

第 31 条 理事長は、当法人に対し特に顕著な功績のあった名誉会員の中から、社員総会の議決を経て、名誉会長を委嘱することができる。

2 理事長は、個人会員の中から、社員総会の議決を経て、顧問を委嘱することができる。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応じる。

(幹 事)

第 32 条 理事長は、会員の中から、幹事を委嘱することができる。

2 幹事は、理事長に従い、会務に当たる。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権 限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画及び収支予算書の議決
- (2) 当法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事の選定及び解職

(招 集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集するものとする。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(議決の方法)

第 37 条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 大 会

(大 会)

第 39 条 当法人は、毎年 1 回、大会を開催するものとする。

- 2 大会は、大会実行委員長のもとに、学術集会として開催する。
- 3 大会に、大会長を置くことができる。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 40 条 当法人の目的及び事業を達成するため、必要に応じて、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び人選は、理事会の議決を経て行う。

第 9 章 会 計

(事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に次の書類を作成し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号の書類については監事の作成した監査報告を添付して定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 毎事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(2) 事業報告書

(3) (1)、(2) の附属明細書

(4) 財産目録

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)

第 44 条 当法人は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

第 10 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会において、総代議員の 3 分の 2 以上の賛成により変更することができる。

(解 散)

第 46 条 当法人は、社員総会において、総代議員の 3 分の 2 以上の賛成により解散することができる。

(残余財産)

第 47 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付することができる。

第 11 章 雑 則

(規定外事項)

第 48 条 この定款に定めのない事項は、法人法及びその他の法令並びに別に定める規則によるものとする。

第 12 章 附 則

(法人の成立)

第 49 条 当法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。

2 当法人の設立に伴い、任意団体である日本医学教育学会の一切の権利及び義務は、当法人に帰属する。

(最初の事業年度)

第 50 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 23 年 5 月 31 日までとする。

(設立時社員)

第 51 条 第 1 3 条の規定にかかわらず、当法人設立時社員は、次のとおりとする。

設立時社員 伴 信太郎

設立時社員 井内 康輝

設立時社員 福島 統

(設立時役員)

第 52 条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 伴 信太郎

設立時理事 井内 康輝

設立時理事 福島 統

設立時理事 阿部 直

設立時理事 阿部 好文

設立時理事 天野 隆弘

設立時理事 大滝 純司

設立時理事 大西 弘高

設立時理事 北村 聖

設立時理事 木下 牧子

設立時理事 神代 龍吉

設立時理事 後藤 英司

設立時理事 志村 俊郎

設立時理事 瀬尾 宏美

設立時理事 高橋 弘明

設立時理事 田辺 政裕

設立時理事 中島 宏昭

設立時理事 中村 千賀子

設立時理事 平出 敦

設立時理事 藤崎 和彦

設立時理事 森田 孝夫

設立時理事 吉井 文均

設立時理事 吉岡 俊正

設立時代表理事 伴 信太郎

設立時監事 福本 陽平

設立時監事 堀内 三郎